

2	木材産業等高度化 推進資金貸付金		138,155
		1 資金貸付金	138,155
3	林業就業促進資金 貸付金		1,200
		1 資金貸付金	1,200
歳出合計			211,701

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	44,375	普通貸借	1.0%以内	農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	44,375			

13 平成17年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成17年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,384,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 分担金及び負担金			3,469,260
	1 負担金		3,469,260
2 県支出金			2,186,735
	1 県補助金		2,186,735
3 繰入金			2,609,209
	1 繰入金		2,609,209
4 繰越金			5,253
	1 繰越金		5,253
5 諸収入			321,732
	1 受託事業収入		214,000
	2 雑収入		107,732
6 県債			792,000

	1 県 債	
792,000		
歳 入	合 計	9,384,189

歳 出

款	項	金 額
1 流域 下 水道 費	1 流域 下 水道 管 理 費	2,814,357
	2 流域 下 水道 事 業 費	4,081,468
	2 公 債 費	2,487,364
3 予 備 費	1 公 債 費	2,487,364
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	9,384,189

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
峡東流域下水道建設事業に係る浄化センター汚泥濃縮機設備建設工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成18年度		540,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る浄化センター水処理施設機械電気設備工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成18年度		540,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る浄化センター水処理施設機械電気設備工事（南巨摩郡増穂町）について請負契約を締結すること。	平成18年度		720,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川2号幹線管渠埋設工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成18年度		720,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川9号幹線管渠埋設工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成18年度		200,000 千円

第3表 地 方 債

（単位千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			9.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府	政府資金については、その融資条件により、銀

流域下水道事業費	792,000	普通貸借又は 普通債券発行	資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	792,000			

#### 14 平成17年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間目標供給電力量 461,563,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 電気事業収益	3,882,184千円
第1項 営業収益	3,846,690千円
第2項 財務収益	12,143千円
第3項 事業外収益	23,321千円
第4項 特別利益	30千円

#### 支 出

第1款 電気事業費用	3,525,549千円
第1項 営業費用	3,101,181千円
第2項 財務費用	181,971千円
第3項 事業外費用	80,711千円
第4項 特別損失	156,686千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,693,318千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,228千円、中小水力発電開発改良積立金211,441千円、地域文化振興・環境保全積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金2,170,942千円及び当年度分損益勘定留保資金158,707千円で補てんするものとする。)

#### 収 入

第1款 資本的収入	277,309千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 長期貸付金償還金	160,506千円
第3項 国庫補助金	90,456千円
第4項 工事負担金	12,575千円
第5項 ダム負担金	13,762千円

#### 支 出

第1款 資本的支出	2,970,627千円
第1項 新琴川第三発電所建設費	316,596千円
第2項 水力発電設備改良費	737,048千円
第3項 業務設備改良費	31,500千円
第4項 事業外設備改良費	10,000千円
第5項 水力発電地点開発調査費	11,573千円
第6項 水力発電設備改良調査費	10,500千円
第7項 企業債償還金	473,410千円
第8項 長期貸付金	1,280,000千円

第9項 繰 出 金 100,000千円  
 (債務負担行為)  
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成18年度から平成22年度まで	504千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 1,074,226千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成17年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給湯口数 559口  
 年間総給湯量 874,923立方メートル  
 一日平均給湯量 2,397立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 温泉事業収益 161,392千円

第1項 営業収益 157,826千円  
 第2項 営業外収益 3,556千円  
 第3項 特別利益 10千円

支 出

第1款 温泉事業費用 141,706千円  
 第1項 営業費用 137,620千円  
 第2項 営業外費用 3,076千円  
 第3項 特別損失 10千円  
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,948千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,807千円及び建設改良積立金31,141千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 26,976千円  
 第1項 固定資産売却代金 10千円  
 第2項 工事負担金 26,966千円

支 出

第1款 資本的支出 59,924千円  
 第1項 温泉事業設備改良費 59,924千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

<p>営業費用と営業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>職員給与費等 41,551千円 (たな卸資産購入限度額)</p> <p>第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。</p> <p><b>16 平成17年度山梨県営地域振興事業会計予算</b> (総則)</p> <p>第1条 平成17年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>丘の公園年間総収容人員 241,974人 (収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から長期借入金1,280,000千円を借り入れる。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">収 入</th> </tr> <tr> <td>第1款 地域振興事業収益</td> <td>157,898千円</td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業収益</td> <td>157,504千円</td> </tr> <tr> <td>  第2項 営業外収益</td> <td>384千円</td> </tr> <tr> <td>  第3項 特別利益</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">支 出</th> </tr> <tr> <td>第1款 地域振興事業費用</td> <td>296,687千円</td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業費用</td> <td>287,577千円</td> </tr> <tr> <td>  第2項 営業外費用</td> <td>8,100千円</td> </tr> <tr> <td>  第3項 特別損失</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>  第4項 予備費</td> <td>1,000千円</td> </tr> </table> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,496千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">収 入</th> </tr> <tr> <td>第1款 資本的収入</td> <td>10千円</td> </tr> </table>		収 入		第1款 地域振興事業収益	157,898千円	第1項 営業収益	157,504千円	第2項 営業外収益	384千円	第3項 特別利益	10千円	支 出		第1款 地域振興事業費用	296,687千円	第1項 営業費用	287,577千円	第2項 営業外費用	8,100千円	第3項 特別損失	10千円	第4項 予備費	1,000千円	収 入		第1款 資本的収入	10千円
収 入																											
第1款 地域振興事業収益	157,898千円																										
第1項 営業収益	157,504千円																										
第2項 営業外収益	384千円																										
第3項 特別利益	10千円																										
支 出																											
第1款 地域振興事業費用	296,687千円																										
第1項 営業費用	287,577千円																										
第2項 営業外費用	8,100千円																										
第3項 特別損失	10千円																										
第4項 予備費	1,000千円																										
収 入																											
第1款 資本的収入	10千円																										

第1項 固定資産売却代金	10千円																								
支 出																									
第1款 資本的支出	60,506千円																								
第1項 他会計借入金償還金	60,506千円																								
(一時借入金)																									
第5条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)																									
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。																									
<p>営業費用と営業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>職員給与費等 9,070千円</p> <p><b>17 平成17年度山梨県営病院事業会計予算</b> (総則)</p> <p>第1条 平成17年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">中央病院</td> </tr> <tr> <td>ア 病床数</td> <td>691床</td> </tr> <tr> <td>イ 年間入院患者数</td> <td>206,747人</td> </tr> <tr> <td>ウ 年間外来患者数</td> <td>248,185人</td> </tr> <tr> <td>エ 1日平均入院患者数</td> <td>566人</td> </tr> <tr> <td>オ 1日平均外来患者数</td> <td>1,013人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">北病院</td> </tr> <tr> <td>ア 病床数</td> <td>264床</td> </tr> <tr> <td>イ 年間入院患者数</td> <td>77,380人</td> </tr> <tr> <td>ウ 年間外来患者数</td> <td>58,740人</td> </tr> <tr> <td>エ 1日平均入院患者数</td> <td>212人</td> </tr> <tr> <td>オ 1日平均外来患者数</td> <td>241人</td> </tr> </table> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>		中央病院		ア 病床数	691床	イ 年間入院患者数	206,747人	ウ 年間外来患者数	248,185人	エ 1日平均入院患者数	566人	オ 1日平均外来患者数	1,013人	北病院		ア 病床数	264床	イ 年間入院患者数	77,380人	ウ 年間外来患者数	58,740人	エ 1日平均入院患者数	212人	オ 1日平均外来患者数	241人
中央病院																									
ア 病床数	691床																								
イ 年間入院患者数	206,747人																								
ウ 年間外来患者数	248,185人																								
エ 1日平均入院患者数	566人																								
オ 1日平均外来患者数	1,013人																								
北病院																									
ア 病床数	264床																								
イ 年間入院患者数	77,380人																								
ウ 年間外来患者数	58,740人																								
エ 1日平均入院患者数	212人																								
オ 1日平均外来患者数	241人																								

収 入	
第1款 病院事業収益	17,729,894千円
第1項 医 業 収 益	15,116,720千円
第2項 医 業 外 収 益	2,612,794千円
第3項 特 別 利 益	380千円
支 出	
第1款 病院事業費用	20,832,916千円
第1項 医 業 費 用	18,229,371千円
第2項 医 業 外 費 用	1,082,398千円
第3項 特 別 損 失	1,520,147千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額601,985千円は、過年度分損益勘定留保資金601,985千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,384,882千円
第1項 企 業 債	1,272,000千円
第2項 出 資 金	22,525千円
第3項 負 担 金	1,090,357千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,986,867千円
第1項 中央病院施設改良費	218,400千円
第2項 北病院施設改良費	147,658千円
第3項 中央病院建設費	974,525千円
第4項 企業債償還金	1,646,284千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成18年度から 平成21年度まで	16,128 千円
給食業務の委託について契約を締結すること。	平成18年度	274,806 千円
中央病院駐車場整備運営事業(PFI事業)について契約を締結すること。	平成17年度から 平成33年度まで	1,806,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央病院 施設改良費	218,000千円	普通貸借又 は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
北病院 施設改良費	102,000千円	同上	同上	同上
中央病院 建設費	952,000千円	同上	同上	同上
計	1,272,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等

7,677,473千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、495,566千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,056,682千円と定める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番